

## 吹田市健康医療部母子保健課 保健師募集要項

### 1 募集職種

保健師

### 2 募集人数

若干名

### 3 主な勤務内容

母子保健業務（乳幼児健診、家庭訪問や電話等での保健指導・相談業務、その他）

### 4 必要な資格

保健師免許を有する人

ただし、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は登録できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 5 勤務条件

任用期間	令和5年9月1日～令和6年3月31日まで
勤務日	月曜日～金曜日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みです。
勤務時間	1日7時間45分 9時から17時30分まで（休憩時間45分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	吹田市保健センター（吹田市出口町19番2号）又は 吹田市保健センター南千里分館（吹田市津雲台1丁目2番1号）
給与	日額 11,317円（地域手当を含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当を支給。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇を付与
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険等（勤務条件等によります。）

服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 5 手続

### (1) 提出書類

保健師免許の写しと3か月以内に撮影した写真（正面向き、本人と確認できるもの）を貼付した履歴書を直接持参か郵送で上記申込み先に提出してください。

### (2) 提出先

吹田市健康医療部母子保健課

住所 〒564-0072 吹田市出口町19-2 吹田市立保健センター3階

電話 06-6339-1214（直通） FAX 06-6339-7075